

1 意見募集期間

令和6年(2024年)11月15日(金)から令和6年(2024年)12月16日(月)まで

2 提出者及びご意見の内訳

(1) 提出者数及びご意見の件数

ア 意見者数	5人、1団体
イ ご意見の件数	38件

(2) ご意見の内訳 (素案の項目に沿って分類)

ア 「1 条例の目的」に関するもの	2件
イ 「2 用語の定義」に関するもの	3件
ウ 「3 基本理念」に関するもの	1件
エ 「4 責務」に関するもの	4件
オ 「5 犯罪被害者等の支援に関する計画」に関するもの	1件
カ 「6 相談及び情報の提供等」に関するもの	4件
キ 「7 経済的負担の軽減」に関するもの	10件
ク 「8 民間支援団体への支援」に関するもの	3件
ケ 「3 基本理念」～「6 相談及び情報の提供等」に関するもの	1件
コ その他	9件

3 ご意見に基づく当初条例素案からの修正点

なし

4 ご意見の概要と市の考え方 (抜粋・要約)

(1) 「目的」に関すること

ご意見の概要	市の考え方
条例の目的で、「犯罪等による犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることを目的とする」と示すべき。	本条例素案では、「条例の目的」において、「犯罪被害者等の個人としての尊厳の保持及び権利の保護を図ること」と「安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与すること」を目的としており、「犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ること」もこれらの目的に含まれるものと考えております。

(2) 「基本理念」に関するもの

ご意見の概要	市の考え方
条例素案の「基本理念」の「安心して暮らすことができるよう」という表現について、「犯罪被害者等基本法」では「再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間」となっているのだから、この表現と統一すべき。	本条例素案の「基本理念」につきましては、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会における議論の中で、犯罪被害者のご遺族である審議会委員から、犯罪被害に遭った者は再び平穏な生活を営むことができるようには絶対にならない、二次被害防止の一歩とするため犯罪被害者等基本法の規定とは異なるものとしてほしい、との強い意見があり、当該部分を「安心して暮らすことができるよう」とする規定に変更し、答申がなされました。 札幌市としては、本答申の内容を尊重し、本条例素案でもこの規定としております。

(3) 「責務」に関するもの

ご意見の概要	市の考え方
犯罪被害者にとって被害自体と並んで深刻な問題は二次被害である。二次被害の防止に努めることは、市民や事業者にとって必要なことである。 条例素案では、「基本理念」で支援に当たって二次被害の防止に留意して行うという方向性が示されているが、ぜひ、市、市民及び事業者の責務として、二次被害が生じないように最大限配慮することも盛り込んでほしい。	札幌市としても、二次被害の発生防止が犯罪被害者等にとって深刻な問題であると認識していることから、本条例素案の「基本理念」において、「犯罪被害者等の支援は、二次被害及び再被害の発生防止に留意して行わなければならない」としております。 そして、条例素案の「4 責務」の「市の責務」及び「市民等及び事業者の責務」のいずれにおいても、「本条例の基本理念にのっとり」と定め、この基本理念を責務の内容に盛り込んでおります。

(4) 「経済的負担の軽減」に関するもの

ご意見の概要	市の考え方
条例素案の「経済的負担の軽減」について、「給付金の支給」とあるが、既に犯罪被害者給付金制度があり大幅な引き上げがあったところだが、自治体が二重に給付する必要性が不明。もう一方とすれば、多に越したことはないかもしれないが、どちらも原資は税金である以上、二重に給付しなければならない必要性を盛り込むべきと考える。	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づく犯罪被害給付制度と自治体の給付金制度は、それぞれ異なる役割を果たしています。 国の犯罪被害給付制度は、給付額が大きい一方で申請から給付までに時間がかかることがあり、国の給付金に比し金額は少ないものの申請から給付まで迅速に行うことが可能である自治体の給付金制度は、被害直後に犯罪被害者等が直面する経済的負担の軽減に資するため、制度として補完し合う関係にあるといえます。 したがって、双方の制度による給付は、犯罪被害後の状況に応じた異なる制度に基づくものです。 なお、国の「第4次犯罪被害者等基本計画」においては、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度等の導入が要請されており、国と自治体による多面的な支援が行われることが求められています。

(5) 「その他」

ご意見の概要	市の考え方
なぜ犯罪被害者に支援をしなければならないのか納得がいかない。	犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も様々な困難に直面し、苦しむ場合があります。 札幌市としては、犯罪被害者等は、個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものであり、国や地方公共団体は、それぞれの役割を踏まえ、犯罪被害者等の施策を講じていく責務があると考えております。 また、誰もが犯罪被害者等となる可能性がある中、市民の皆様にも、犯罪被害者等が置かれる状況やその支援の必要性を理解いただき、国や地方公共団体が実施する施策にご協力いただきたいと考えております。

「(仮称) 札幌市犯罪被害者等支援条例 (素案)」に対する、ご意見の概要と札幌市の考え方 (資料2-2) は、令和7年(2025年)2月13日(木)に公表いたしました。